

平成26年第4回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成26年9月11日（木曜日）

○議事日程

平成26年9月11日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍太郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こずえ 君	6 番	和 田 敏 明 君
8 番	田 中 敏 靖 君	9 番	中 林 堅 造 君
10 番	三 原 昭 治 君	11 番	山 田 耕 治 君
12 番	重 川 恭 年 君	13 番	高 砂 朋 子 君
14 番	山 本 久 江 君	15 番	安 村 政 治 君
16 番	吉 村 弘 之 君	17 番	上 田 和 夫 君
18 番	松 村 学 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	山 下 和 明 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	安 藤 二 郎 君	23 番	河 杉 憲 二 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

7 番 平 田 豊 民 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	吉 川 祐 司 君	総 務 課 長	林 慎 一 君
総 合 政 策 部 長	持 溝 秀 昭 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君	会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	消 防 長	牛 丸 正 美 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前 10 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は平田議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。15番、安村議員、16番、吉村議員御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより、早速質問に入ります。最初は、12番、重川議員。

〔12番 重川 恭年君 登壇〕

○12番（重川 恭年君） おはようございます。会派「絆」の重川恭年でございます。
平成26年9月議会においては、大きい項目で3点の質問をさせていただきます。

執行部におかれましては誠意ある御回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、最初の1点目の質問でございますが、自然災害対策についてお尋ねいたしたいと存じます。防府市においては最近の自然災害における甚大な被害を出した例としては、平

成 21 年 7 月 21 日に起きた豪雨災害、土石流を思い出させます。このときは、人命、財産ともに多くの被害を出したわけで、人命では直接関係者 14 名、関連 5 名、合計 19 名の尊い命が奪われております。

最近においても、全国至るところで豪雨等による自然災害が多発しております。8 月に入ってから北は北海道、東北から、南は九州に至るまで多くの想定外局地的豪雨等により、この付近でも宮崎県えびの市、大分県犬飼、高知県高知市、徳島県海陽等が台風 11 号、12 号による影響で、いずれも 1 時間に 70 ミリメートルを超える雨量を記録し、大きい被害が出ており、8 月 6 日には県内岩国和木方面で 1 時間 120 ミリメートルの豪雨、8 月 16 日から 17 日には京都府福知山市で同じく 90 ミリメートル、ごく最近の去る 8 月 20 日未明には、広島市安佐南・北区において 120 ミリメートルを記録する豪雨によって、土石流を発生せしめ、多くの人命、財産が失われ、多大な被害が生じており、今なお捜査や調査が行なわれている最中であります。

また、昨年の夏には当山口県山口市、萩、阿武町方面での豪雨被害の発生があり、まだまだ復興、復旧の途上にあることも皆様御承知のことと存じます。

さて、我が防府市では防災対策を計画的に進めるため、災害対策基本法に基づいて、防府市地域防災計画を策定しています。また国民保護法に基づいて、防府市国民保護計画を策定しており、関係団体等の協力によって災害等から市民の生命、財産などを守る体制の整備に努めています。平成 21 年 7 月 21 日の豪雨災害を教訓として、防災意識の向上に努めるとともに、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するために、この日を「市民防災の日」に決めました。

きめ細かな防災対策を展開することは重要な課題であり、市民と行政がこれまで以上に一体となった防災体制の確立が求められています。中でも自主防災組織の結成は急務となっています。また、全国各地で相次ぐ災害の犠牲者の多くが、高齢者等の災害時要援護者であることから、災害時要援護者支援マニュアルに基づいた災害時要援護者避難支援プランの早期策定が必要です。

さらには、都市構造の複雑化、建物の高層化などに対応するため、災害時における迅速かつ的確な応急対策の確立など、総合的な防災体制の整備、充実を図るとともに災害による被害の拡大を防ぎ、また災害の復旧を図るため、防災の観点に立った都市づくりが必要とされています。

特に大規模な地震に対する防災対策の充実を図るため、早急に公共施設等の耐震化を進めることが求められています。など、るる第四次防府市総合計画防府まちづくりプラン 2020 で、防災対策の充実の項で申されております。

そこでまずお尋ねいたします。今、私が言いました第四次防府市総合計画の中にあります目標指標に記載してあります策定年次、平成21年度で49%となっているわけですが、自主防災組織率を中間年度である平成27年度、来年であります、80%にするという達成率はどうなっているのかを最初にお答えください。あわせて県内他市の状況と本市の推移をお尋ねいたします。

また、2020プランの中にはありませんが、防災士の養成についてでございます。市では昨年の平成25年度から、防災士の養成を目的に予算措置を講じられ、本年度予算にもその経費が計上されております。そこでこの防災士養成講座の全体像、計画をお尋ねいたします。

以上で、1項目めの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

本市の自主防災組織についてのお尋ねでございましたが、平成26年4月1日現在での、自主防災組織として認定している本市の場合の組織率は75.06%となっております。また、山口県が公表する自主防災組織率の状況について、他市の状況もというお尋ねでございました。平成26年度分の公表は秋ごろとなる予定でございます。しかし、25年度分が最新のものとなりますので、それによっていきますと本市は69.44%となります。これは本市の認定基準ではじき出した数値でございます。県基準ではなく防府独自の認定基準での組織率でありまして、県基準よりも一段と厳しくしております本市の認定は、単純には69.44ではあります、他市との比較は単純にはできないのではないかと考えておりますが、他市の状況もお尋ねでございましたので申し上げます。

県基準におきます組織率は、山口県内の宇部市が100%、柳井市、小野田市の3市と90%台が98.67%の岩国市に続いて、そのあと97.98の長門市、97.90の下松市、95.02の美祢市、90.41の萩市の5市となり、80%台が下関市の84.42、山口市の84.06、70%台が78.80の周南市と75.74の光市の2市となっております。

先ほども申し上げましたように、山口県における自主防災組織の認定基準と本市の認定基準は異なっておりますが、平成26年4月1日における自治会等での活動内容を山口県の認定基準に当てはめてみますと、約91%となります。

また、山口県と本市の認定基準が異なっていることでの混乱を避けるため、今後は山口県の認定基準に基づいた組織率で報告してまいりたいと存じます。

次に、防災士の養成と組織化対策についてでございますが、自主防災組織の担い手として、平成25年度から地域の減災と防災力の向上を図ることを目的に、防災士を養成するための講座を開催いたしております。

対象者は自治会または自主防災組織など、地域から推薦をいただくことといたしておりますが、平成26年度からは、地域の防災活動の一員である消防団員も受講の対象者に加えております。目標といたしましては、平成25年度からの5年間で約300人の防災士を養成していく予定でございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ただいま市長のほうからお答えいただきました平成26年4月現在では75.06%の自主防災組織結成率というようなことがあって、この26年4月現在での組織率は県下最低ということになるわけですが、これは以前にも私はお尋ねしたことがございますが、市長の答弁の中にあつたように、県の基準と防府市の基準が違うということでございます。それにしても、大災害、土石流を受けた防府市は低いのではないかというふうに思うわけですが、他市の組織編成基準、山口県の基準と理解いたしますけれども、山口県の基準と防府市自主防災組織認定要綱、これは19年の4月1日に施行されておりますけれども、この認定要綱と県の基準はどこがどう違うのかお教えてください。

○議長（行重 延昭君） 吉川総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 認定基準の違いでございますけれども、ちょっと長くなります。済みません。

山口県の認定基準では、自治会等の団体が県に定めた防災に関する活動項目に一つでも該当する場合は、自主防災組織として認定するようになっております。主な認定項目といたしましては、1つ目が自主防災組織としての規約を制定していること、2つ目が自治会規約に防災に関する組織等を規定していること。3つ目がみずから消防防災活動を行っていること、4つ目が消防防災活動に参加していることとなっております。

このうち3つ目の消防防災活動の内容は、さらに分かれておりまして、次の9つの項目の一つでも該当すればよいということにはなっております。

まず、防災訓練、避難訓練、消防防災に関するビデオ上映の実施、2つ目としまして、会合などで消防防災に関する呼びかけ、注意を実施している。3つ目としまして、消防防災に関する勉強会を実施している。4つ目、夜回り等の実施をしている。5つ目、防災巡視、防災点検の実施をしている。

それから、防災マップ、防災新聞等の作成・配布を行っている。それから緊急連絡網や情報伝達網の整備を行っている。なお、情報伝達網の整備につきましては、自治会等名簿が転用及び兼用できればよいということになっているようでございます。

次に、消防防災用資機材を保有している。これにつきましても、ヘルメットなどの一般的な防災資機材をある程度保有しておればよいということになっております。最後に、炊き出し等、災害発生時の体制の整備等となっております。ですから、これの一つでも該当すればよいということになっているようでございます。

また、4つ目の消防防災活動に参加していることにつきましても、次の2つの項目のどちらかに該当すればよいということになっております。

まず、県・市町村・消防機関等が行う防災研修会や防災訓練等への参加、あるいは消防機関の行う予防活動、署員によります戸別訪問などを含まれますが、それや福祉活動、民生委員等による個別訪問などへの同行ということになっております。

通常の自治会活動の中で、それほど無理なく取り入れたり、既に行っているような活動もございますので、県の認定基準のハードルはそれほど高くないものであるというふうに考えております。それに対しまして、本市の認定におきましては、防府市自主防災組織認定要綱の中で、認定基準を定めているのですが、1つ目が地域住民が組織した自治会単位、または近隣自治会の合同体であって、当該自治会の規約に「自主防災に関すること」と、規約に明記されていること。かつ、災害時の連絡網の整備がされている組織となっております。

2つ目は、聴覚障害者災害対策協議会の福祉団体における規約等への明記と、災害時の連絡網の整備が条件となっておりますので、認定においては、規約の改正といった手続きを踏むという、少し面倒といいますか厳しいといいますか、そういうものになっております。

県と市の規約の違いで、どの程度、市の実効性が県基準よりも保たれるかということにつきましても、いろいろ検討する余地はあると思っておりますけれども、少なくとも本市におきましては、本市、例の災害を受けまして、より実効性のあるものにしたいという思いで、このように県と違う基準を設けているわけでございますので、そこの辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ありがとうございます。今、総務部長のほうから県と市の認定基準というか、具体的な違いというものがお示しされました。なるほど今、御説明に

あったようなことを聞いてみますと、防府市の認定要綱に載っている事項は、相当、県の基準から比べれば厳しいものになっているというふうな思いがいたすわけですが、今、総務部長がお答えになった、県の認定基準に合わせて率を換算するということは、県下、各市、町がそれにしたがってやっているということだと思いますが、ちょっとお尋ねしてみたいのですが、この防府市の認定要綱、率を県の基準に合わすというのはいいのですが、この認定要綱自体は見直すのか、あるいは現状のもので、防府市はあくまでも厳しいというか、私から言うと実態に合っている組織のつくり方だろうというふうに思うのですが、その辺の御見解があれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 自主防災組織は当然100%を目指して、これはもっと努力しなくてはいけないと思っておりますが、県が発表します自主防災組織の組織率につきましては、もちろん県民の方、市民の方はその数字にすぐ目が行くわけですが、我々としては、実効性のほうを考えていきたいというふうに思っております。したがって、数字の発表は先ほど言いましたように、県の基準に合わせて発表したいと思っておりますけれども、今防府市が持っております規約につきましては、できる限りこの形で進めていきたい。もし改善するところがあれば、むしろプラスのほうの改善で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ありがとうございます。ぜひ、そういうことで進んでいただきたいというふうに思います。それで、県の基準、あるいは防府市基準に関係なしに、防府市のまちづくりプラン、2020プランでは、計画策定時に中間年で80%という数字が出ているわけです。

それから、最終年次に100%にするということが書いてございます。それは防府市基準で100%にするという意味だというふうに思います。この、2020プランですからね。この辺で、中間年で80%、最終年次に防府市の基準で100%、これの見通しというのはどういうふうに思っているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 見通しということになりますと、掲げている目標でございますので、100%に向けて努力をいたします。見通しは、やはり100%というのはかなり厳しいと、正直なところ思います。小さい自治会等もございますので、それも含めて、とにかく100%にいくように努力をしたいというふうに思っております。

80%に足らない分につきましては、まだ若干期間がございますけれども、もう少し努

力をしなくてはならないというふうに反省をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） それじゃあ100%に最終年度にはなるように努力をしていただきたいと思います。それから、次の項目に移りますけれども、数値の測り方は多分、人口比でパーセンテージが出ていると思うのですが、災害を熟知されている人からお話を聞くと、実際に災害が発生したときには、住民の最小自治単位である自治会ごとの数値を出さないといけないのではないかということもおっしゃるが、その数値で計算するとどのような数値となるのか。そして、県内、よそもそういう数値を出しているのかどうか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 国、県の集計につきましては、世帯数に対する組織率ということで数字を出すと、カバー率を出すということになっております。したがって、県内他市も、実際どういうふうに計算しておられるかちょっとわかりませんが、そういう自治会数による割合というのは公表されておられません。

防府市の場合は、自治会単位で計算いたしますと、カバー率は60%ということになります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） それでは、自治会単位でやっても60%、人口比でいくと75%ということの答えでございますが、ぜひ自治会単位でも数字をずっと出していきたいと思っております。

それでは、最終年次である平成32年には100%の組織率となるように要望して、次へ移ります。

次は、防災士の養成に関することについてお尋ねいたします。先ほどの答弁で、全体計画では300名の養成、単年度では平成25年度以降29年度までで平均60名ということになるわけですが、昨年実績はどうであったのか、そして、それには受講料が予算化されているのですが、受講料1人当たりで幾らの受講料がかかって、公費負担が幾らで、本人負担が幾らかということについてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 平成25年におきます実績につきましては、38名が受講されておられます。受講者全員が試験に合格されて、防災士を取得していらっしゃいます。受講料につきましては、1人当たり6万1,000円かかるということでございますが、

これは全額、公費負担ということで、個人の負担はございません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） それでは全体計画で300名、単年度、5年ですから60名になる計算ですが、初年度で60名の見込みが、38名という低い実績でございます。この辺についてのお考えと、今年度はどういうふうになっているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 人数が当初目標に達しなかったのは、やはり防災士という資格といいますか、そのこと自体の周知がまだ不足しているのかなというふうに思っておりますので、この辺は十分お知らせして、受講いただきたいというふうに思っております。今年は一応、予定の60人を想定いたしております。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） それでは次の再質問で、今、受講料が1人当たり6万1,000円ということでございます。それで、これを全額公費負担で受講していただくということでございますが、受講していただいた防災士の皆様方には、市の実施計画の目的にあるように、今後、種々の場で自助、共助、協働等、地域社会の中で活動していただく場が出てくるのではないかと私は思っているわけでございます。

したがって、この資格取得者間の今後、連携とか、協力とかが必要になると考えますが、行政としてこれらの組織化を図る計画がないか、またその発想は持っていらっしゃるのかお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 防災士取得資格者につきましては、取得者の有志によりまして、特定非営利活動法人日本防災士会というのが設置されております。この日本防災士会というのは地域防災力の向上に寄与することを基本理念といたしまして、会員相互のネットワークの構築とスキルアップということを図っているということでございます。

また、日本防災士会では県単位の支部も、これはもともと有志の部分でございますけども、県単位の支部も設置されているところもございまして、山口県におきましても、既に県支部が設置されております。

さらに市としての組織をとという御質問であろうかと思いますが、防災士の任務といいますか、防災士の目的は議員御案内のとおりで、地域で自主的に活動していただくということが目的でございますので、市といたしまして、特に防災士を集めて組織化するというこ

とは特には考えておりません。

ただ、スキルアップとか、あるいはいろんな情報のお知らせとかいう形で、バックアップというのは必要になってくると思いますので、今、自主防災組織等の代表者の研修とかいう形で行っておりますので、そういう中で、リーダーの方にもスキルアップの材料、あるいは情報をお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○12番（重川 恭年君） 先ほど、総務部長お答えいただきました全国的なネットワークがある、あるいは県支部ができていくということでございますけれども、やはりこの防災士のお務めというか、手を借りることが、今後、相当増えてくるのではないかと、現状の、昨今の自然災害の発生状況等を、それを専門的に、公費で全額負担して、受けていただいた方の活動の場というのも必然的に増えてくると思うので、ぜひそういうネットワーク化を市でもつくっていただきたいというふうに、お互いの情報共有、あるいはそれぞれの地区で災害が発生したときに、やはりそういうものが非常に役立つ、この防府市防災士養成講座実施計画によりますと、定義として自助、共助、協働を原則として云々ということが書いてございます。

そういうことで、力を十分に発揮してもらうためにも、ぜひそれをお願いしたいというふうなことを要望して、この項の質問を終わります。

それでは次の大項目、通称、赤線、青線と言われている用排水路、里道等、法定外公共物の市行政のかかわりとその管理についてお尋ねするわけですが、まず最初に、その背景について若干申し述べたいと存じます。

それは、昨今の急激な社会情勢の変化であります。市内においても、特に周辺部においては、少子化、高齢化が顕著であり、農地耕作もままならず、放棄地の増加や里道、用排水路の管理もままならなくなっているのが現状でございます。そこで、平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、通称地方分権一括法等による当該物件などの譲与に関する経緯についてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。法定外公共物の管理体制についてお答えをいたします。

法定外公共物は道路法、河川法等の法令が適用、または準用されない道路、河川、水路等のことで、いわゆる赤線、青線と称されるものでございます。従来、法定外公共物の敷地は国有財産とされていましたが、国の地方分権推進計画による「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」、いささか長うございますが、いわゆる地方分権

一括法が平成12年4月1日に施行され、この法定外公共物のうち、機能を有しているものについては、国から市へ譲与されることとなりました。

このため、平成16年9月10日に市から国へ譲与の申請を行い、平成17年3月31日に譲与人、国と、譲受人、防府市との間で国有財産譲与契約書を締結、総延長約2,500キロメートルの道路と水路について譲与を受けたところでございます。それとあわせまして、国から譲与を受けた法定外公共物を市所有の公共用財産として適正に管理していくため、平成16年10月1日に「防府市法定外公共物管理条例」を制定、平成17年4月1日に施行いたしました。

以上のような経緯から、従来は法定受託事務として県が行われていた境界確認や用途廃止などの財産管理に関する業務を、現在は市の自治事務として、道路課法定外公共物管理室において行っているところでございます。

以上、経緯について御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ありがとうございます。経緯は今わかったわけですが、これに伴う諸事務等に関する予算措置等は国から地方へ回ってきているのかどうか、そういう管理等に係る経費でございます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問に対してお答えを差し上げますが、先ほど私の回答の中で平成12年4月1日に法が施行された後、国から県へというふうに申し上げたようでございます。これは、国から市へ譲与されることとなったということでございますので、訂正をさせていただきます。（訂正済み）

それでは、再質問についてですが、譲与時に国、県から市に対して予算措置はというお尋ねでございますが、その際、国や県から市のほうへの予算措置などは講じられておりません。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） わかりました。それでやはりそういうものが市のほうにおいてくるといえるのか、経費も当然、市としては管理、維持を含めて、いろいろかかるわけでございます。それは、市長は、全国市長会の副会長でございます。これはただ防府市だけの問題ではないと思うので、ぜひ国から地方のほうへ、予算も伴った形でそういうものを譲与、受けるというか、こういうことを要望して、またいついていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 国と地方のかかわりという問題は、いろんな局面であるわけでございます。今御指摘の件も大きな件の一つであろうと思っております。また、市長会、役員会等々の中で、協議の対象として考えてまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ぜひ、お願いしたいと思います。それと、これが市のほうに譲与されるまでの機能管理、あるいは財産管理はどのようになっていたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 譲与前の財産、あるいは機能管理の状況についてということでございますが、先ほど申し上げましたように、譲与前は、法定外公共物は国の、いわゆる建設省所管の国有財産とされていましたが、当時から、管理については、財産管理は機関委任事務として都道府県知事へ権限移譲されておりました。そうした中、機能管理につきましても、各市町村の固有事務として運用をされてきておりました。

なお、通常の維持管理である草刈りや泥さらい等につきましても、譲与前も、利用される地域の皆様が行われておりました。そうした状況にございました。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 冒頭で、質問項目の中でお伝えしたのですが、現在、荒廃農地とか、それから高齢化、こういうことで、大変に水路管理あるいは堤塘、そういうものの管理が、地元というふうに、土木都市建設部長さん、おっしゃいましたが、しづらくなってきているわけです。今後、市はどのように管理、保全していく方針なのか、ちょっとその辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 法定外公共物についての現状について、まず、お話をさせていただければと思いますが、通常の維持管理につきましても、従前どおり利用される地域の皆様方をお願いをいたしておりますが、そうした通常の維持管理を超える修繕や補修等々が必要な場合は、生活道として利用されている道路であれば道路課、排水路として利用されている水路であれば河川港湾課、農道、あるいは用水路として利用されている道路、水路等であれば農業農村課と、それぞれ機能管理課を定めております。そうした機能管理課が現地の状況を確認した上で、材料支給あるいは助成制度の活用について御相談に応じているところでございます。

ただ、先ほどもございましたが、近年、市街化区域に隣接する、市街化調整区域等では

宅地化が進んでいること、また一部耕作放棄地が増加、あるいは高齢化等によりまして、草刈り等の通常管理がおろそかになっている地域等も増加しているというような状況は確認しておりますので、現在、他市の取り組み状況なども調査しながら、今後、こういった対策が可能か検討は行っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ぜひ、地元住民が困られないような、適切な管理ができる方策を行政としても考えていただきたいということを要望して、この2点目の質問を終わります。

それでは、最後の大項目3番目の質問ですが、農業振興対策における米作についてでございます。この農業の振興につきましては、さきの青線、赤線、用排水路、里道等、法定外公共物の項で述べましたと同様の理由、すなわち高齢化や少子化、宅地開発等による農業耕作地の減少などによって、作付け面積が減少しております。それに加え、農家所得の割に合わない産業化が言われております。そのような中であって、県では酒造用米の推奨を大々的に言っております。聞くところによると、県内の酒造メーカーが求めている好適米は県内産の生産量が半分にも満たないか、その程度であると言われております。

そのようなこともあって、県では推奨しているのではないかと推察するわけですが、と同時に酒米は主食用品種に比べ高値で取り引きされるとも聞いております。このときに当たり、市として休耕田対策も含めて、酒米の作付を奨励してはいかがかと存じますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 産業振興部です。酒米の振興対策についてお答えいたします。

本年4月30日に、山口県酒造組合から県知事へ、県産の酒造原料米の生産拡大の要請がございました。県酒造組合に加入いたします県内の蔵元の多くは、酒造原料米として「山田錦」や「西都の雫」という専用品種を使って酒造りをされていますが、これまで酒造原料米は需給調整の対象となります主食用米の生産数量目標の枠内で生産すべきもの、つまりは減反の対象となっておりましたので、増産することが困難な状況でございました。

こうした中、国の成長戦略で、日本酒の輸出の拡大が示されるなど需要拡大が見込まれることから、平成26年産から酒造会社の需要に対応した増産分については、需給調整の枠外で生産できる等の制度の見直しが行われました。酒造原料米はもともと高値で取り引きをされておりまして、一般の主食用米と比べて販売面で有利な作物とされています。

しかし、品質を高めるための生育管理が難しい上、収穫量も少なく、収穫後の調整作業

にも手間がかかるということで、個人が簡単には取り組みにくい品種でございます。しかも、販売に当たっては、酒造メーカー等との直接契約をする必要がある上に、必ず等級検査を受け、等級が低かった場合には販売価格が下がるというおそれがございます。本市での作付け実績としましては、「山田錦」を昨年度は1軒の農家で約30アール、今年度は2軒の農家で約120アールの作付けをされております。

そこで本市として今後どう進めていくかということでございますが、まずはJAをはじめとした農業関係機関や関係団体と連携して、技術的な問題や販売面での課題の整理をした上で、酒造原料米の増産に取り組めないかを検討する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） それで、今、奨励を検討していきたいということでございますけれども、今現在において、県から市や農業団体等に対して、具体的アクションはどのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 県なりからの市や農業団体に対してのアクションはどのようなかということに対してお答えします。

県では、急増します県産の、先ほど言いました「山田錦」、「西都の雫」等の需要に応えるために、生産者の作付け拡大に向けた取り組みを支援するために、本年6月の県の補正予算において、山口の酒米緊急生産拡大支援事業、予算額が277万円ですけど、これを計上されております。その内容につきましては、次年度作付けに必要な種子の確保、種ですね、まずこの確保。それと作付け拡大を担う新規の栽培者の育成、こういったことを目標に予算付けをされております。

この事業の実施要綱が制定されたことを受けまして、JA防府とくちでは「山田錦」の栽培実証の圃場の設置、場所は徳地の八坂になるのですが、その設置や、新規栽培者に対する技術指導強化等を実施するような計画をされていまして、既にこの事業の申請を行っております。

一方、市のほうに対しての具体的なアクションというのは特にはございませんが、県からの今後のアクションに対しては、農業関係者、関係団体と組織をいたします防府徳地域農業再生協議会というものを今設置しておりますので、この協議会の中で、いろんな連携をとりながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ありがとうございます。それでは県はそのように具体的に予算措置もして、この事業を進めようとしているということでございますので、ぜひそういう、先ほど説明があった減反政策外になったとか、あるいは成長戦略、高値で取り引きできる米でございますので、防府市も乗り遅れることがないように、ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、現在、市内における作付けの状況並びに農耕地、農家戸数等の推移の状況をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、米の作付け状況と農耕地の面積、それから農家数の推移を御回答します。

まず、米の作付け状況からですが、5年ごとに農林業センサスが行われていますが、その数値で申し上げます。5年ごとです。平成2年1990年ですが1,900アール、5年後の平成7年1,760アール、平成12年1,360アール、平成17年1,310アール、平成22年1,280アールになっておりまして、平成2年から平成22年までの20年間で620アールの減少です。割合で申しますと、約32.6%の減少になります。

それから次に、いわゆる田の耕地面積ですが、まず平成2年、1990年ですが2,650アール、次に平成7年が2,510アール、平成12年が2,340アール、平成17年が2,230アール、平成22年が2,110アールです。平成2年から平成22年までの20年間で540アールの減少、割合では約20.4%の減少になります。

それと、農家戸数ですが、平成2年、1990年ですが、4,674戸、平成7年が4,153戸、平成12年が3,552戸、平成17年が2,888戸、平成22年が2,450戸であり、平成2年から平成22年までの20年間で2,224戸の減少、割合では47.6%の減少になります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今お答えいただきました5年ごとの農業センサスによって、米作については平成の時代に入ってから、この中に平成生まれの方、いらっしゃらないと思いますけれども、平成に入ってからでも米作、33%減っている。それから耕作面積においても20%、それから農家、農業をされる方については48%、半分に減っているわけです、平成に入ってからでも。このことは、米作、農業を続けても割に合わないという

証ではないかというふうに思うわけです。

それで、先ほどから言っている成長戦略、あるいは減反政策外、その枠が取り払われたということもあって、農業も儲かれば経済的に成り立てば必ず米作や麦作もされるであろうし、耕作を続けられるであろうと思います。まずは、ここで高値で売買できる酒米の作付けを奨励していただいて、農業も儲かるというようなシステムづくり、県も進めているわけですから、防府産米の米で酒づくりができて、よそでもやっているわけですが、日本酒で乾杯条例ができるぐらいの、行政としての後押しをされることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番、重川議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、22番、安藤議員。

〔22番 安藤 二郎君 登壇〕

○22番（安藤 二郎君） おはようございます。会派「絆」の安藤でございます。よろしく願いをいたします。

通告に従いまして、まちづくり、まちづくりの中でも都市再生整備計画事業、景観形成重点地区の選定事業、歴史文化基本構想の策定について、そしてまちづくり条例について、4点について順を追って質問をしていきたいというふうに思います。

実は、先日ですね、8月の初めだったと思いますけれども、「夢の扉」というテレビ番組がありますが、これで、若い日本人がビジネスジェット機を開発したという事業が紹介されました。このジェット機は翼の上にエンジンを1個ずつ載せて、翼の上にエンジンを載せるというのは今までなかったんですけど、車でいいますと小型自動車になりますが、そうした軽のジェット機を開発したという紹介がありました。「東京オリンピックでは相当数の活用が見込めますね」といった企業人の話も出ておりました。これを見て、「もはや、そういう時代になったんだ」と。大体10人以下乗りぐらいの飛行機ですけども。

そこで気がついたのは、防府にも飛行場がありますねというふうに思いました。これは、何にも似ず、資源、開発資源、今、一生懸命になって各地域では、どんな資源があるかということを生懸命探しておりますけども、ひょっとして飛行場というのを忘れていたかもしれません。この小型ジェット機、今まさに、これはホンダの社員がつくったんですけども、今から楽しみだなというふうに思っております。

さて、6月議会の一般質問におきまして、防府国衙の聖地を再現すると、そういう見通しが出てきて、いよいよ防府も本格的な文化都市として、向けて、動き始めた感がありま

す。何といたしまして、文化都市といいますと、防府のまちを語るには、周防国衙が原点というふうに思っておりますので、いいことだなというふうに思っております。

本日取り上げる一般質問も、都市再生整備計画あるいは景観計画における景観形成重点地区、あるいは歴史文化基本構想といった3点でありまして、いずれも周防国衙を中心とする歴史的遺産を活用して、これからの防府が美しく、しかも魅力的なまちに変身するための重要施策といってもいいのではないのでしょうかと。

ところが、これらのまちづくり事業を成功させるための共通する条件とは何かと申しますと、そこに住んでいらっしゃる方の地域の皆さん方のお知恵をいただくこと、これが最も大事なことだというふうに思います。

先日も、私たちの地区で、ある方が、地区の人が言ってました。「もう3回、市役所の人が来た。また来週来るそうだが、何をやるんかねえ」ということを言っておられました。自分たちのまちはどうするかというのは、自分たちの力でやっていかないと成り立たないわけなんですけれども、自分たちの力がそれだけの影響力があることをどういう指導をしていらっしゃるのかなというふうなことを、私はつくづくその時に感じました。そのことをしっかりと指導していかないと、今からのまちづくりは成り立たないというふうなことを考えながら、本日の質問を考えました。事業内容を確認するとともに、地域の皆さんの参画、仕事ぶりについて確認をしていきたいというふうに思います。

こうした市民参加、協働、実効性のあるものにして、市民ともどもが当該事業への参画意識、あるいは達成したときの達成感を共有するための仕組みづくり、このために、今、多くのまちでまちづくり条例の制定に意を注いでおります。

この条例は、最終的には、まちづくりというのは公と個人とのせめぎ合いということが関連してまいりますので、非常に難しい一面を持っているんです。しかし、これまでに、この条例によって多くの実績を上げております。そこで、まちづくり条例の制定に向けて少し議論をしてみたいというふうに思います。

まず第一点としまして、都市再生整備計画事業ですけれども、これが地区住民とかかわりを持つんだということですが、宮市地区につきましては、もう既に施工が済んでおりますし、進行しておりますので触れませんが、三田尻地区についてお尋ねしますが、さきの3月議会におきまして、同僚議員の質問の際、市長さんは「21年後の市制100年を目標として悔いの残らないような計画としなければなりません」とされまして、三田尻地区への思い込みの強さにも触れられました。三田尻地区をちょっとのぞいてみますと、英雲荘と隣の公園を含んだ歴史公園、萩往還道路、御船倉、石灯籠、その他歴史的建築物、おまけに野島への連絡船乗り場、かくのごとく多くの対象となる文化財等が広い

範囲に散在していることから、容易に都市整備計画を立てられる状況にはありません。この際、十分時間をかけて地域の皆さんの考え方を存分にお聞きし、集約しなければなりません。

そこで、三田尻地区の整備計画については、どのような形で地域の皆さんの意見を集約されるのか。また、時期的にはいつごろまでに立案される予定なのか、お尋ねをいたします。

第2点の景観形成重点地区の選定と地区住民とのかかわりについて。

防府市では景観計画を定めております。その中で、防府のたたずまいを感じられるまち、すなわち自然と歴史との調和から魅力や個性が輝く景観まちづくりを基本理論として景観計画をつくっておりますけれども、その中で、さらに景観形成重点地区を決定するということが書かれています。

そこで、景観形成重点地区とは、どういう地区のことを言うのか、御説明をお願いいたします。

次に、景観計画によって重点地区が選定されますと、届出対象行為とか景観形成基準を定めてという文言が出てまいります。それでは、届出対象行為とはどういうことなのかとか、景観形成基準とはどういうことか、その点について御説明をお願いします。また、景観という観点からいたしますと、その土地にお住まいの地域の人たちが最も興味深い意見をお持ちだと思われまます。

そこで、参画されている地域の皆さんの意見の集約を、さらには専門家の方たち、あるいは参加しております山口県立大学の学生、それぞれはどのような形で参加されているのかお尋ねをいたします。

この件について、非常におもしろいのは、執行部との調整の中で、実は富海に行きましたら、あの農道から見る夕日はすごい美しいんですよということを言っております。まさに、これこそ景観ではなかろうかと思えますと、地域の人たちの大事さがわかると思えます。

次、3番目としまして、歴史文化基本構想の策定と地区住民とのかかわりについて。

さきの7月15日号の広報紙で歴史文化基本構想講習会・ワークショップ参加者募集について報じられました。そのことについてお尋ねをいたします。

歴史文化基本構想とは一体どんなものか。特に、今、基本構想を策定しなければならない理由は何かということ。そして、この募集案内の詳細についてお尋ねをいたします。

(4) まちづくり条例の制定促進について。

防府市には、実は昨年4月、施行されました、防府市参画及び協働の推進に関する条例

があります。例によって、この条例に対して行われたパブリックコメントでは、わずか1名、5件の意見があっただけでした。

ところで、パブリックコメントというのは、もはや、これを見ても明らかなおり、通過儀礼化しているというふうに私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

このように、防府市においては条例そのものもだが、参画や協働がどれほどのものか、多くの市民にとっては直接関係のあるものとは、認識が極めて薄いと云わざるを得ません。

ところで、多くの政策の中で、特にまちづくりのよしあしは、地域の方たちの参画や協働が不可欠になってまいります。そこで、どのようにして地域の人たちの参画や協働を促すかという課題に対して、多くの自治体ではまちづくり条例という名の条例を制定をしております。その実を上げています。この点について、防府市としてどのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市における都市再生整備計画事業の流れは、宮市・国衙地区を第1期事業地区といたしまして、平成20年度から平成24年度に事業実施し、宮市・三田尻地区を第2期事業と位置づけまして、平成25年度から平成29年度で事業展開しているところでございます。

この第2期となります宮市・三田尻地区都市再生整備計画事業の中で、三田尻地区におきましては、歴史的文化資産を活用したまちづくりを、宮市地区と同様に地域の皆様とともに考えながら、次期計画に向けての整備方策を取りまとめる予定としております。

整備手法につきましては、宮市・国衙地区同様に、都市再生整備計画の大目標として、歴史を活かしたまちづくりの実践を揚げておりますことから、三田尻地区におきましても文化財などの周辺整備が考えられると思いますが、このことにつきましても地域の皆様とともに考えるという基本方針は変わりなく、さまざまな御意見を伺ってまいりたいと考えております。

地域の皆様との話し合いには、各地区の代表者の方々との意見交換や協議のみにとどまらず、広く三田尻地区の皆様のお意見を伺い、意見を取りまとめて合意形成を目指し、市民主体によるまちづくりを推進するため、これまでと同様にワークショップの手法を取り入れてまいりたいと思っております。

ワークショップとは何かということにつきましては、また後ほどお尋ねをいただいたらと思いますが、つきましては、各地区の代表者の方々に御相談を申し上げまして、新年度

からはこうしたワークショップを3カ月に1回程度開催し、三田尻地区での課題や問題点の掘り起こしを行ってまいりたいと考えております。

市といたしましては、今後、地域の皆様が参加しやすい環境をつくることは当然のことと、このワークショップの進め方につきましても、十分調整を図ってまいりたいと存じます。

御質問の2点目の景観形成重点地区の選定と地区住民とのかかわりということでございましたが、景観形成重点地区とは、景観の保全活用を積極的に進める地区、新たな景観づくりを積極的に進める地区、地域住民の積極的な活動が取り込まれる地区などを対象といたしまして、きめ細やかな届出対象行為と景観形成基準を定めることによりまして、特色ある景観まちづくりを進める地区のこととございます。

現在、防府市景観計画には、市全域を景観計画区域として定め、各地域の景観に大きな影響を与えると想定されるものとしまして、高さが13メートルを超える、または建築面積が1,000平米を超える建築物、擁壁など面的な広がりがある工作物については、高さが2メートルを超えるもの、その他の工作物については高さが15メートルを超えるもの、開発面積が1,000平方メートルを超え、かつ、のりの高さが3メートルを超えるものを届出対象行為として定めるとともに、景観に配慮すべき事項として、それぞれの届出対象行為ごとに景観形成基準を定めております。

景観形成重点地区に指定いたしますと、例えば大規模な行為に限定しています届出対象行為を全ての行為に、具体的な数値を示さない表現によります景観形成基準は、例えば色をマンセル値により指定したり、屋根の勾配などの形状を指定したり、垣や塀の形状、材質の指定をすることなどが考えられます。

現在、防府市景観計画では、歴史・文化のまち並み景観が数多く残されております旧山陽道と萩往還の周辺を景観形成重点地区の候補としておりますが、他地区とは違う特色を持った景観まちづくりを積極的に進める地区につきましても、景観形成重点地区に指定したいと考えております。そのためには、まず、各地区にどのような景観資源が存在するのか、市民、事業者、行政が知る必要がございます。

防府市景観計画を策定する際には、市民の皆様の身近にある良好な景観資源や特徴的な景観を把握することを目的として、「防府市の景観に関する市民アンケート」を実施いたしました。その結果、佐波川、防府天満宮、防府駅前など、本市を代表する景観が挙げられましたが、市内各地区にはアンケートで御回答をいただきました以外にも数多くの景観資源があるのではないかと考えております。

さらに、各地区に存在する景観資源を広く市民、事業者の皆様と共有することを目的と

いたしまして、現在、景観資源の掘り起こし作業を山口県立大学との共同研究として行っております。この中で、山口県立大学の学生さんには、各公民館で開催しております景観ワークショップにおきまして、各地区の皆様から景観資源に関する情報をお聞きし、その景観資源の場所、概要などを整理してデータ化する作業を行っていただいております。

今後、これらの情報をホームページ等で公開する方法を山口県立大学と一緒に検討し、市民、事業者の皆様と広く共有することで、景観への意識の高揚を図るとともに、景観形成重点地区を指定する範囲の基礎資料にしたいと考えております。

景観形成重点地区の指定に当たりましては、まず各地区に存在する景観資源の分布や景観資源を中心とした活動など、さまざまな要素を考慮し、景観形成重点地区の範囲、その地区が目指す景観の方針、景観形成重点地区としてふさわしい景観を形成するために必要な制限などにつきまして、地区の皆様方と話し合い、合意を得ながらまとめていきたいと考えております。

景観形成重点地区に指定しようとする地区内の皆様との合意が整いましたら、景観計画の変更と景観条例の変更を防府市景観審議会、防府市議会で御審議いただくこととなります。防府市景観審議会には9名の委員のうち4名の学識経験者に御参加いただいております。専門的な立場から御審議いただくこととなっております。また、景観計画の変更、景観条例の変更手続を行う際には、市民の皆様にもパブリックコメントの段階で参画していただくこととなっております。

最後に、4点目のまちづくり条例の制定促進につきましてお答えいたします。

全国のほとんどの自治体でまちづくり条例が制定されておりますが、都市により、その内容はさまざまなものとなっております。山口県内におきましては、例えば山口市で「山口市協働のまちづくり条例」が制定されておまして、その内容は、住民参加によるまちづくりを進めることが目的とされております。

本市におきましても、防府市自治基本条例や防府市参画及び協働の推進に関する条例を制定しておまして、市民参加及び協働によるまちづくりを推進する基本的な事項を定めております。まちづくりを進める上で、市民に参画していただく方法として、まずパブリックコメントがございますが、それ以外にも、協議会や審議会を組織する公聴会、説明会、ワークショップなどを開催する。あるいはアンケート調査を行うなど、多様な方法で御意見を頂戴しているところでございます。

今後も市民全体のまちづくりへの取り組み、また、まちづくりへの市民参画の推進等につきまして、さらに調査・研究を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からの答弁を申し上げましたが、不足部分もございます。これらについては、教育部長から答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） それでは、3点目の歴史文化基本構想の策定と地区住民のかかわりについての御質問にお答えをいたします。

歴史文化基本構想は、国におきまして、地域に存在する文化財を指定、未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めまして、総合的に保存・活用するための構想として打ち出されたものでございます。地方公共団体が文化財保護行政を進める上での基本となるものと位置づけられております。

まず、ここで歴史文化基本構想の策定につきまして、国の動向とこれまでの経緯を申し上げます。

国においては、昭和25年の文化財保護法の制定以降、文化財保護制度を適宜、整備されてまいりましたが、近年、文化財を取り巻く環境は大きく変化してきております。例えば、社会環境の変化や価値観の多様化、過疎化、少子高齢化に伴う人口減少等によりまして、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を次世代に継承していくことが難しくなっており、特に地域や人々の暮らしの中に埋もれていて、指定等がなされていない文化財につきましては、その価値が見出されないまま失われつつあるとの指摘があります。しかし、一方で、文化財や伝統的な文化の価値が見直され、歴史文化を生かした地域づくりの機運も高まってきていることは見逃せません。

こうした状況の中、平成19年10月、文化審議会におかれまして、地域の文化財をその周辺環境も含め、社会全体で総合的に保存・活用していくための歴史文化基本構想策定の重要性が提言されました。この提言を受けまして、文化庁は、平成20年度から22年度までの3カ年、全国20地域23市町村において、実際に歴史文化基本構想を策定する文化財総合的把握モデル事業を実施され、その後、この事業の実績成果等を参考に有識者による検討を進め、平成24年2月、歴史文化基本構想策定技術指針が各地方公共団体へ通知されたところでございます。

本市におきましても、歴史文化基本構想は文化財の保護に関するマスタープランとしての役割を果たすこと、さらに文化財を生かした地域づくりに資するものと考えておりまして、この歴史文化基本構想を文化財保護行政の最上位計画として位置づけ、今年度から3カ年で策定することといたしました。

次に、今これを策定することの意義でございますが、本市におきましても、文化財にかかわる人々の高齢化や地域を取り巻く環境の変化によりまして、古くから守られてきた地

地域の文化財の継承が難しくなってきました。今後、さらに年が経過すれば、ますます継承が困難になることが想定されますことから、今、歴史文化基本構想を策定することで、地域の皆様に文化財の大切さに気づいていただくとともに、地域の中で主体的に保存していただき、さらにはまちづくりへの活用、具体的に申し上げれば、先ほど答弁にありましたとおり、文化財の周辺環境に大きく影響する都市計画や景観行政、文化財を生かした産業振興・観光振興行政、博物館等を所管する社会教育、文化財に対する理解増進に資する学校教育や生涯学習等と連携し、情報共有を図ることで、地域の文化財、歴史文化を生かした地域づくりやまちづくりに活用していけるのではないかと考えております。

次に、市広報7月15日号に掲載いたしました防府市歴史文化基本構想講習会・ワークショップ参加者募集についてでございます。

防府市歴史文化基本構想を策定するための基礎調査といたしまして、本年9月から来年3月までの間に毎月1回か2回、土曜もしくは日曜日に、市内の文化的な宝を再発見する活動に参加していただける方を30人程度、先月の8月8日まで募集をいたしました。

参加者には、まず基礎知識を身につけていただくため、文化財に関する基礎講習を受講してもらいます。その後、文化財課の職員とともに現地の調査を行い、ワークショップで新たに発見・把握した文化財について、その成果を報告していただくこととしておりまして、これを基本構想の策定に反映していきたいと考えております。

翌27年度につきましては、この調査を継続し、収集した資料・情報の調査分析を行うとともに、新たに（仮称）防府市歴史文化基本構想策定委員会を設置し、集めた文化財に関する情報の検証と今後の文化財保護・活用の方策の検討を行いたいと考えております。

最終の28年度は、収集した資料をもとに文化財マップ等を作成し、防府市の文化財マスタープランとして、防府市歴史文化基本構想を策定する計画でございます。この（仮称）防府市歴史文化基本構想策定委員会でございますが、現時点で、委員構成につきましては、文化財の種類ごとに建築、史跡、古文書、民族の各学識経験者、文化財、都市計画、道路、農林、自然環境、土地資源、消防防災等の市の関係部局、そして市民の代表の方々を想定しております。

なお、今回、この参加者を募集いたしましたが、現時点では応募者が少ない状況でございます。

次に、基本構想策定における地区住民のかかわりについてお答えいたします。

歴史文化基本構想では、地域の埋もれた文化財の掘り起こしをするため、各地域にお住まいの方々から、さまざまな情報提供が必要不可欠となっております。今後、基礎調査に参加していただく皆様とともに、各地区に調査に入る予定にしておりますが、その際に、

実際に地域にお住まいで生活をしておられる方々から、貴重な情報を提供していただくことで、今まで埋もれていた文化財を発掘することが可能になると考えております。

なお、市民の皆様には、文化財に関する知識を普及すること、情報の提供を努めることや、市民の皆様からの意見徴収や意見交換を図ること、さらには、市民の皆様による地域づくりへ支援することなど、協働体制の強化を図っていかなければ、この歴史文化基本構想の策定はできないと考えておりますので、御理解、御協力をいただけるよう努力してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） いろいろと御丁寧にご説明をいただきましてありがとうございました。

最初の都市再生整備計画事業について御質問をいたしますが、説明の中では、これはいつごろまでに計画をつくるのかという、その時間的な問題は出てなかったのによくわかりませんでしたけれども、その点を1件と、それから、市民の方たちが参加しやすい進め方を調整するというふうな説明がございましたけれども、どんな進め方をされるのかということが1件と、その2つについて質問いたします。

私といたしましては、今は市が主体でそういったワークショップを起こしておりますけれども、市が主体ではなくて、市民が主体の形のワークショップをされたらいかがだろうかというふうに考えておりますが、その点についてもお聞きをいたします。

山田議員が質問の中で、港湾計画については関心のない市民をどうやって覚醒させるかが問題ですということをおっしゃっていました。それは、やはり手法ではないかと思うんです。どうやったら市民の方たちが積極的に参加できる体制にできるかという、その手法をとらないとできないと思います。その2点についてお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいま、いただきました再質問のうち1点目、三田尻地区の整備計画案はいつごろまでに取りまとめるのかという御質問だったというふうに思います。

現在、取り組んでおります第2期の宮市三田尻地区、この事業年度が平成25年から29年度の5カ年となっております。仮に平成30年度から第3期事業をスタートしようとすれば、私どもの手続上で申し上げますと、前々年度の平成28年度中くらいには整備計画案を取りまとめて、県や国との協議にも入る必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

それと、続きまして、地域の方々との話し合いのこれまでのちょっと状況について御説明を差し上げますと、第1期の宮市国衙地区、第2期の宮市三田尻地区、この都市再生整備計画を進めるに当たりまして、私どもの部署では、その数年前から地元に出向き、地域の方々と一緒にまち歩きをしたり、そのまちの歴史についていろいろ話し合いを行ってきおる経緯がございます。そういったことから、今後、宮市・三田尻地区のうちの三田尻地区に話し合い等を進めていく中におきましても、これまでの経験を生かしながら進めてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

それと、議員さんお尋ねのまちづくりの進め方でございますが、本市におきましては自治基本条例に「自治の主体は市民」という基本理念を定めております。今後のまちづくりを考える上で、市民主体のまちづくりを進めていくことにつきましては、私どももちろん必要なことと十分認識しているところでございます。

御提案にもございましたが、地域の方が主体となってワークショップを進行していただければ、それはまさに市民が主体のまちづくりの目指すところでもございますので、ぜひとも地域の方に御提案、御協議を申し上げていきたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 先ほどトイレに行ったんですけど、どうしても我慢ができないんで3分間ほど休憩していただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。どうぞ。

○22番（安藤 二郎君） 既に総合医療センターに行く予定にしておりますけれども、検査する予定にしておりますけど、失礼をいたしました。

それでは、2番目の景観形成重点地区についての再質問をさせていただきます。

実は、説明の中にありました届出対象行為とか、景観形成を進めるための景観形成基準、こういうものを定めるに当たって、これらにつきましては、市民の方と意見を調整しなければならないんですけれども、実は、こういう問題は個人資産を周辺的环境に合わせるということで、ひょっとすると自己負担を伴う問題が生じてくること、これを認識しておかなくてはならないと思います。

その点で、前項のように、通常のワークショップで行われる会議ではなくて、そういった意味でかなり慎重に会議を進めなければならないということがありますので、この点に

ついてどういう考慮をされようとしておられるのか、その辺をひとつ説明してほしいということ、もう一つは、候補として旧山陽道萩往還地区の歴史的な景観についての候補に上がっているということですが、この候補はいつの時点で決定される予定にしておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま議員より御指摘ございましたが、確かに景観を統一するというようなときには、個人の皆様と申しますか、住民の方々の合意なり御協力なくては整っていかない話だというふうには思っております。

そのため、前段でちょっと申し上げますが、私どももこれまで2期の都市再生整備計画を進めるに当たりまして、例えば他地区ではこういうまちづくりがある、例えば他地区ではこういった景観形成のための取り組みがされているというような事例も、自分たちも足を運んで調査をして、皆様方に御説明をしてきたようなことは行ってまいりました。

今後につきましても、そういった、私どもも、少なくともございますが、自分たちが持つております経験則を生かしながら、皆様方とお話し合いを行っていきたいと思っております。

それと、今、御質問にございました1点目でございますが、例えば景観形成重点地区等々の指定に向けまして、実は、これまで私ども防府市景観計画、現在の景観計画よりも以前に、既に実施条例として、実施計画として定めておりました。

現在の前になります、第四次防府市総合計画の中で、景観の保全・形成の目標指標といたしまして、当時、平成32年度までに2地区という目標地区数を掲げて取り組んできた経緯もございますので、例えば今後の話し合いいかんにはよりますが、形成重点地区の指定につきましても、この平成32年という年度を一つの目標として取り組んでまいりたいというふうには考えております。

それと、地域の方々の話し合いでございますが、新しい手法等の導入につきましても積極的に検討する必要があると考えております。防府市参画及び協働の推進に関する条例の中で、これまでのワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査等以外にも、「新たな参画の手法に関する調査研究に努めるものとする」というふうに書いておりますので、そういった新しい方策・手法につきましても調査・研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 32年と申しますと相当先の長い話ですけれども、できるだ

け早い時期にもう少し迅速に事を進めていっていただきたいというふうに思います。

次の、実は歴史文化基本構想という話ですけれども、この話はちょうど我々が目にしていなかったのかどうかわかりませんが、7月の広報紙で初めて目に触れたわけなので、それを今、かなり詳しい説明がありましたので、大体、見当つきましたけれども、来年度から半年に1回とか2回、半年に1回ですか、か2回か会合を開いてやるというふうな話がありましたが、1回か2回やるという話は1回もやらないということと同じなわけですので、半年に少なくとも2回はやるとか、少なくとも1回はやるというふうなことがあれば信頼できるんですけれども、半年に1回か2回やるということはやらないということだという認識ですので、ひとつよろしくその辺はきちんとしていただきたいということと、最初の7月15日号で広報されましたもので、どれだけの人たちが応募されたのか、ちょっと御説明願えますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

まず、この7月15日号で募集いたしました方々と一緒にする活動でございますが、月に1回か2回（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）はい、ということで、土曜日または日曜日を予定しておりますので、（発言する者あり）申しわけございません。

それから、ちょっと先ほども述べましたが、応募者は、実際には3名でございます。ちょっと、この少ないということで、今、市内の各郷土史研究会、10団体ございます、各地域でございます。こちらのほうに、今お願いいたしまして、会員の中か、または地区の方を推薦していただけないかということで、今お声かけをしております。現時点で4名の方が出ていらっしゃるということで、今、都合7名ということでございます。少なくとも10人から15人までは欲しいということで、今いろいろとお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 実は、その文化構想について市民の方の認識が足りないと思うんです。ですから、ひょっとしたら、そういうものを別の、もちろんネットでやるなり、文書でやるなり、きちんと市民に対して丁寧な説明をされて、そうすると物すごくよく思った方がたくさんおりますので、30名という目標に、やっぱり到達するように、ひとつ頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、4番目のまちづくり条例の制定促進についてということでしたけど、これは本当に、今申し上げましたように、歴史文化基本構想で30名の募集に対して応募3名と、

これは、いかにこういうものが、市民が参加することがいかに大切であるかということが理解されていないということでございます。ですから、それが非常に寂しいことであります。

本日の問題点で、第1点目の三田尻地域については、そこに住んでいらっしゃる方、皆さんを主体とした進め方はどうだろうかということを考えてほしいという希望をしておきました。

第2点目におきましては、いわゆるその長年お住まいの地域の方の個人的資産にも及ぶ問題ですので、個人負担があるかもしれないんです。そういうことに対して、単なるワークショップ方式の会議で済まされる問題ではないので、その辺はよく考えなきゃいけないということがあります。

それから、第3点目の文化保護のマスタープランですけども、これこそ防府市のまちを最も特徴づける問題ですので、これを軽々に考えないで、深刻に考えて、本当に30名をきちんとして招集して、市民の皆さんの意見をきちんと修正していただきたいというふうに思います。

そういう意味で、ここで今回、まちづくり条例をぜひ制定する方向で進めてほしいということは何かと申しますと、実は私も随分この質問を考える過程で、まちづくり条例については研究させていただきました。その中で、何かというと、この真髄はどういうことかということ、まちづくり政策、これについて市民の立ち位置を明確にしているということが、このまちづくり条例の真髄です。立ち位置を正確にする、それはどういうことかということ、三角形を書きますと、三角形の頂点に市民がいます。そして底辺に市と、それから事業者がいます。そういう関係がまちづくり条例の基本です。これを前提にしたまちづくりをしなければ、まちづくりはできませんよということを促しているわけなんです。そのことがまちづくり条例の真髄なわけですね。

例えば、ここに、これは東京都大田区の事例ですけども、第4条に区民の責務というのがあります。区民の責務は、「区民はまちづくりの主体としての役割を自覚し、基本理念が目指すまちづくりに寄与するよう努めなければならない」というふうに書かれています。

そして、第6条に区の責務と。区の責務の第2項に、「区は区民のまちづくりへ参画の機会を広げるとともに、区民によるまちづくり活動を支援しなければならない」と、こういうふうに書かれています。区は市民の行うまちづくりを支援するということになる。ですから、主体は市民がつくり上げるんだよと、それを支援するんだというふうなことをちゃんと条例でうたっているわけです。それがまちづくり条例の基本です。ですから、そうすることによって、市民がいかにこれに参画するかということは、おのずと明らかになって

まいります。

ところが、いわゆる防府の参画と協働の推進に関する条例を見てみますと、どうなっているかという、「次に掲げる参画の手法により広く市民等の意見を求める」と。市民の意見を求める方法として、こんなことがありますよということを書いている。それは何かというとパブリックコメント、審議会、意識調査、公聴会、ワークショップ、この5点を挙げて。それについて協力をしてくださいと、こういうのは防府市が上げている条文ですね。これの条例です。ですから、我々はまちづくり条例を推進することによって、市民の立ち位置を正確にすると、明確にすると。そのことによって、市民の参画が促されるというふうに思いますが、この点についていかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまございましたまちづくり条例、議員さんがおっしゃいますように、市民が主役のまちづくり条例というものが理想だということで御提案だと思います。

先ほど市長のほうも御回答申し上げましたように、私どもが今持ち合わせております自治基本条例、その他参画協働に関する条例等々ございますが、今回の御提言を受けまして、新たなまちづくり条例等につきまして、さらに調査・研究を行ってまいりたいというふうには思っております。

特に、私ども土木都市建設部、さらには今回御質問いただきました教育部、一番市民の方と身近に接していく部署でもございますので、そういった中で皆様方とお話を進める中で、どういった方向が見出せるのかということとの情報交換も行いながら調査・研究を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 市長さん、これに対するお考えは何かございませんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も市民の一人であるわけで、そういう観点から述べさせていただきますと、確かに市民の立ち位置というもの、これは明確にしていく。これは行政がしていくと同時に、市民一人ひとりが自分の立ち位置を明確にしていく責任もあると、私は思って、拝聴しておりました。すなわち、市民が主役であると同時に、その主役にはおのずから責務があるということになるのではないかとこのように考えておまして、そういう観点から市民の責務、あるいは行政の責務というものを確立していくことがまちづくりには欠かせないことであろうと、かように思っております。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 条例制定については、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 歴史文化基本構想なるものは、さっきも教育部長、答弁しておりますけども、市民の考えをいろいろな形で探りながら、お聞きしながらそういうものをつくっていかなければ、まずはこれが最上位であって、それがないと、ほかのさまざまな事柄が定められていかないんじゃないのかなという気が、私はいたしております。

ただ、今まで防府市が取り組んできた都市再生、都市整備の都市再生整備事業というもので、いろいろやってきておりますが、御存じだろうと思うんですけども、これは全国でグランプリまでもらって、よくやったというお褒めの言葉までいただいて、第1期の宮市地区のさまざまなワークショップから始まったさまざまな取り組みですね、今、景観が整備されてきておりますが、これを弾みに、さらに第2に行ってください、第2を成功させていけば第3も開けていけますよという、三、四年前でございますけども、3年ぐらい前ですかね、お墨つきをあの段階で私たちはいただいておりますので、この弾みを生かしていかない手はないなど、このように考えております。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） せっかくの機会ですので、地域の人たちが何を考えるかということについて、ちょっとだけ要望を申しておきたい。

実は、何人かの人には言っておりますけども、大道文化圏をつくってくれということはずっと私は言ってきました。それはなぜかというと、今、大道が、私は防府のまちの中で何を目標に行こうとしているのか、その辺がちょっと見えてきません。そういう意味で、地域を中心に何か考えようやと言うたときに何が違うかということ、実は若い人たちがたくさんいます。短期大学もあります。それから、高川学園もあります。防府西高もあります。これだけで1,200から1,300人の若者たちがいます。そして、これに実は、もし大道が農業に特化すれば、農業大学の生徒を入れることができます。その若者たちが入れば2,000人近くなる若者たちがおります。

この者たちを中心にして文化圏をつくろうじゃないかということをお話しておきましたら、何かちらっと出てきましたのが、先日我々が視察に行きました伊賀の里です。伊賀の、実はモクモク手づくりファームというところがあります。この伊賀のモクモク手づくりファームは約14ヘクタールですね。14ヘクタールと申しますと、防府市でいうと、非常に、もう本当に大道が約24ヘクタールありますので、大道の約半分ぐらいの広さになりますけれども、その程度のファームですけども、すばらしいファームですね。御存じのと

おり、年間売り上げが84億円ありますよ、84億円。そして、会員が実に4万5,000所帯、年間50万人の訪れる者がありまして、視察には320件、5,000人の者が視察に来るといふような施設になっています。これは全て若者たちが企画をしております。そういった意味で、私は大道は、その要素を十分に持ち備えているといふふうに思います。

例えば、私、華浦地区なんで、華浦地区と大道地区と比べてみますと、個人の占有面積といたたらどのぐらいだと思いますか。人口密度の問題じゃなくて、個人が占有できる面積というのは、その地区でどのくらいあるかと申しますと、華浦地区で200平米です。大道地区で4,700平米です。20倍の広さの土地を占有することができるのと、単純に、これ人口で割ったんですよ、200平米です、70坪です。我々は70坪ぐらいしか占有できないけれども、大道に行きますと、1人頭4,700平米ですから、約1,000坪、1千二、三百坪を占有できるわけです。それだけの広さを持っているわけです。その占有面積をどうするかということも考えることもあります。

それから、大道を元気にするにはどうするか、その2つを考えただけで、何とかして大道文化圏をつくらうじゃないかということ、若い人たちの間から声を上げてほしいなというふうに思います。幸いにして、市議員の方も4人もいらっしゃいますので、大道地区に、4人もいらっしゃいますので、実はその大道地区をどうするか、地域の中でそういうことを少し考えられて、短期大学の学生を刺激して、何とかして大道を元気にしようじゃないませんか。そういう意味で大道文化圏という話をしましたけれども、何とかして、農業を中心にしたモクモクファームのようなことは幾らでも可能だと思いますので、ぜひ、それに向かって大道の方はよろしく願いをいたします。

これをもって、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、22番、安藤議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、おそろいでありますので、午後の会議を始めます。休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、10番、三原議員。

〔10番 三原 昭治君 登壇〕

○10番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治でございます。通告に従いまして、

2点について質問いたします。今回、質問の最後でございますので、どうかよろしく願いいたします。

まず1点目は、法定外公共物の農道（里道）管理について質問します。

昨年12月議会で農業従事者が減少傾向にある中で、法定外公共物の農道管理が十分できていない状況下について、いろいろ例を挙げて質問をいたしました。この質問に対して、市では今後、現状に対する対応を検討したいと答弁されました。

また、私が提案しました対策対応の一つとしまして、地元への委託、補助支援等、また安全性の高い自走式草刈り機の導入をし、貸し出しについて提案いたしました。これに対しても検討するとの答弁でありました。

新年度予算編成期前でもありますし、これは経費がかかる問題でありますので当然予算も伴うと思いますので、この点についてどのように検討されてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

昨年12月議会におきまして、近年、耕作放棄地の増加や農業者の減少により、耕作のために利用されなくなった法定外公共物が管理されずに放置されている。地元負担軽減のため助成制度等が必要ではないかとの御質問をいただきました。

市といたしましても、市街化区域に隣接する市街化調整区域での宅地化による営農環境の変化、耕作放棄地の増加、また地区住民の方々の高齢化などにより、法定外公共物の農道（里道）などにつきまして、草刈りなどの通常管理が十分にできなくなっている地域も増加傾向にあることなどから、どういった補助や支援が可能か、まずは現行制度の拡充につきまして検討を行っているところでございます。

県内他市の取り組み状況につきまして調査を行っておりますが、既に消耗品である草刈り機の刃や燃料費の一部につきまして、材料支給、助成されている市がございます。その理由につきましては、草刈り作業の現状は、地域住民の多くが肩かけ式の草刈り機を利用されておられるからとのこととございました。本市といたしましても、消耗品の支給や燃料費の助成につきましては、現行制度を拡充することで対応が可能ではないかと考えているところでございます。

なお、安全性の高い自走式草刈り機を導入し、地域へ貸し出してはどうかとの御提案もいただいておりますが、草刈りが必要な箇所多くは傾斜地、斜面にありまして、自走式草刈り機が主には平坦地、市全体から見れば限られた箇所での利用となることから、現

状では自走式草刈り機の導入は難しいと考えております。

また、本市におきましては、法定外公共物のみならず、市が管理する市道のほか、多くの箇所ボランティアとして草刈り等を行っていただいている自治会や各種団体などもございますことから、そうした地域とも取り扱いの均衡を図ることが必要となってまいります。さらには道路課のほか河川港湾課、農業農村課、林務水産課などの機能管理を分担しております部署間の調整や、助成制度を拡充するための要綱改正や予算措置なども必要となりますことから、いましばらくは時間が必要ではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。先ほどの午前中の一般質問で同僚議員が同じく法定外公共物の管理についてお尋ねされました。そのときに米作状況とか耕作面積、農家数というのを20年間の状況について御回答がありましたが、再度私なりの確認ということで、昨年12月に質問させていただいたときには、耕作放棄地についての現状について、平成20年では207ヘクタール、そして平成24年では243ヘクタールで、4年間で36ヘクタールも増加したという御答弁がありましたが、あれから1年がたちます。平成25年の耕作放棄地はどうなっているか、その現状を教えてくださいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、耕作放棄地の面積についてお答えします。

平成25年度につきましては、230ヘクタールが耕作放棄地というふうに、調査を行った結果出ております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 25年は230ヘクタールですかね。前回質問した回答が、24年が243であったということは、耕作放棄地が減少したということになるんですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 平成24年度が243ヘクタールで、25年度が230ヘクタールですので、13ヘクタールほど減少しています。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） ありがとうございます。それでは、先ほどの農家数、20年間に2,224戸、約48、50%、半分に減少しているということでございます。これは前回お聞きしたのが17年、2,888件、22年2,450件、438戸の減少とい

うことを聞きました。ただし、これは農業センサスで5年に一度ということでありまして、22年度ですから来年の27年ということになるかと思いますが、現状、先ほど同僚議員の内容の説明、今少し耕作放棄地が減っているというお話でございまして、これからの状況、どのように予測できるか。また、先ほど冒頭の市長の答弁で高齢化等々の話も出ましたが、具体的にどのようなことが大きな要因となるか、分析されているのか教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末岡 靖君） 農業委員会事務局です。これからの予想といたしましては、高齢化とか、また所有者の農家・農業離れとか続くと思いますから、どうしても耕作放棄地も増えていきますし、農業・農家戸数もだんだん減っていくと考えられます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それで前回の部長の答弁の中に、法定外公共物の保全対策については、25年11月の県市町行政懇談会でも意見が多くあったと。これは全国共通の課題であり、まずは県を通じて国への支援策を要望するとの答弁でございましたけど、いつ、どのような要望をされたかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 昨年、御質問いただいた際に、私のほうから御回答差し上げましたが、毎年秋、山口県市長会並びに市町行政懇談会等が開催されておりますが、昨年の11月15日、山口市において開催されました平成25年度山口県市町行政懇談会に防府市の意見として、他の市町村と内容的には似通った形になっておりますが、要望いたしております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それは先ほど私が言いました、25年の11月、県市町行政懇談会での話ですね。それで言われたのが、これは全国共通の課題ですが、まずは県を通じて国へ要望するということにつながるわけですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御説明を差し上げましたように、昨年12月に申し上げたのは、この市政懇談会への要望でございまして、午前中も市長のほうから御回答を差し上げましたが、市長会等々も通じて、あらゆる機会をにらんで要望してまいりたいというふうには考えております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それでは、私、去年、先ほどありました肩かけ式ですか、その草刈り機について、九州であった事例を挙げたと思います。子どもさんが、3歳の子どもだったと思うんですが、子どもさんが玄関口で遊んでいたのもので、裏の草を刈ろうということでお父さんが草を刈っていたら、子どもがいつの間にか来て、首にそれが当たって亡くなられたという事故がありました。それで私は、その安全性から考えれば、農家の方は持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。見せていただきましたが、その自走式の、高価なものになれば乗ってということになるとは思いますけど、そうではないものは手押しということで、そんなに高額なものでもございません。それでいろいろ話を聞くと、安全性は高く大変便利がいいということでありましたが、先ほどはちょっと難しいということでありました。

そこで、再度、ここはまた御検討いただくということにはなるかと思いますが、先ほど市長の答弁の中で、こういった除草という部分で傾斜地が多くて、市内では平地は限られているということでもございましたけど、これはどのぐらいの比率で、どのような状況なのか、教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 傾斜地と平坦地の比率ということですが、正確に御回答差し上げる数字は持ち合わせておりませんが、市内全域からいろんな草刈り等の要望がこれまでもございました。その市全域に目を向けますと、平坦地だけに限らないというふうに御理解いただけたらというふうには思います。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） もちろんそうですけど、先ほどの答弁では、傾斜地が多く、市内では平地は少ないという御答弁でございました。当然、皆、傾斜地とは思っておりません。みんな傾斜のところで生活しているわけでありませぬので、ちょっと御答弁が違うんじゃないかなと思います。結構、周辺地域に行きますと、傾斜地というのはどちらかというと河川等に面した部分が大変多くございます。平地も結構多くございます。

それで、先ほどの答弁の中で、現行制度を拡充する、消耗品とか備品等につきまして、現行制度を拡充することでの対応は可能ではないかと思われるということでもあります。この現行制度というのはどういう制度でございますか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 現行制度はどのようなものかということでお答えをさせていただきます。

先ほどの回答の中にも実は出ておりますが、法定外公共物道路へ材料支給を行う制度を持っております。この条件といたしましては、現状では、道路幅員1メートル以上、支給させていただく材料につきましても真砂、碎石、道路課でいえば生コン、常温アスファルトをその支給材料として定めているところでございます。

他市の状況を昨年12月の御質問いただきました後に私どものほうが調査いたしましたら、私どもも先ほどお答えしましたけども、こういった原材料支給制度を現状持ち合わせておりますので、この中で他市では、例えば草刈り機の刃、それに草刈りに要する燃料等々をお出しの市町村がございましたので、そこらあたりは私どもも検討に値するというふうには、今、考えておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 今、材料支給ということでございますが、真砂とか碎石、生コンというお話でございますが、どの程度の支給になるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 他市の状況を伺っただけでございますけども、それぞれの市町村の状況もございましょうが、私どもも今、部内、例えば部を越えていろいろ調整もしておりますが、どの程度になるかというのは、例えばの話ですけども、現状つかみ切れてはおりません。御要望がどのぐらい出てくるかということは現状ではつかみ切れてはいない状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 済みません、私が尋ねているのは、多分限りがあると思うんですよ。全て要望があったら、例えば20メートルあるところに全部生コンが欲しいと言われれば、その要望に応じていただけるということですか。市としてはどの程度のこと、どの程度といいますか、例えば年度にまたがってやるとか、いろんな方法があると思いますが、そういう点はどのようにお考えなのか、決められているのかということをお尋ねしております。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま再度御質問いただきましたけども、現状、私どもとしましてはまだまだ詰め切れていないのが現状でございますが、例えば申請をいただくときも、個人の申請でよろしいのかどうか。例えば地域の自治会並びにそういった団体からの申請を受け付けるべきではないかというようなことを今議論をいたしているところでございますので、まだまだこれから検討すべきことは多くあるかというふうには思っております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 私の聞き方が悪いのか、私の解説が悪いのか、現行の制度があるんだったら、今言われた申請が個人でいいのか団体でいいのか、議論していきますというのは、制度があるのに今から議論するというのも、どうも私ちょっと納得が、一致しないんですけど、制度は今からつくられるんですか、あるんですか。それか、今言われた、今から議論されるんですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 原材料支給の制度は現在持っております。ただ、回答の中で、先ほど市長のほうからお答えした中で、取り扱いの均衡という部分で申し上げましたが、現状、市が管理する市道も含め、市内の至るところでボランティアの方々から草刈りを行っていただいたり、自治会や各種団体にそういった作業のお願いをしている地区もございます。そういったことから、部署も多様な部署にまたがりますし、今回、要綱等を改めるにつきましては、いましばらく時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 制度というのは一体何なのかなって、今ずっと考えているんですけど、制度というのは、その制度の中身がなくて制度ができるのかなと。ちょっと不思議なんですけど。何ていう例えば名称の制度で、その目的、そして要件等々があると思うんですけど、それをちょっと教えてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今、道路課に限ってですが、ホームページ等でお知らせしている項目といたしましては、私道、里道等の補修のための資材支給についてということでお知らせをいたしております。あくまでも市道として認定されていない道路で、陥没等の補修のために必要な資材を支給します。細かな支給要件でございますが、先ほどちょっと申し上げましたが、道路幅が1メートル以上、道路沿いに5戸以上の利用がある。ただし、農道、林道または、これ、他部署になりますので、準ずる道路ではないこと、大きく支給条件を3つ上げております。

支給いたします材料につきましては、重ねて申し上げますが、例えば真砂土であれば5立方メートルまで、碎石であれば3立方メートルまで、アスファルト合材であれば10袋、生コンクリートであれば1.5立方メートルまでということで、今私どもの制度のほうは市民の方々にお知らせをいたしております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 今のような説明だったら私はわかりました。制度について、先ほど冒頭、当初言われたように、何か決まっていなような、中身をこれから詰めていくような御発言では、これは制度じゃないというように私は思っております。

それで、次ですけど、先ほども午前中、防府市法定外管理条例に基づいてということで、第3条の2項の法定外公共物の利用者は、当該法定外公共物を常に良好な状態に保つように努めなければならないということで、前回もその利用者にそれを地元の利用者、地域の利用者をお願いしてまいりたいということを繰り返されました。

この質問の一番大きな論点は、その農家数も農業従事者の方も減少してる。先ほどは少し耕作放棄地が増加しているということですが、これは恐らく、将来的には農業委員会事務局長が先ほど申されたように、減少というのはかなり前へ進んでくるのではないかと。前回、土木都市建設部長も同じような内容の答弁をされております。そこで私がこの質問をしているわけです。もし、そういう利用する方が、その草を刈ったり整備をするのは、これは至極当然のことです。当たり前のことだと私は思います。

しかし、そういうふうにご利用する方がなくなった場合、もう減少してきている現状について私は今お尋ねして、いろいろ検討するなり、資材の提供するなりを考えていきたいという御答弁をいただきましたが、もし、例えばある一地区で、全くもう耕作する方がいらっしゃらなくなったと、そこも通路としても使う人もいないという場合は、これはどこが管理し、そして例えば除草があれば除草というのをしてまいるのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 既に利用者がなくなった法定外公共物、利用者がもういないという状態のことということで受けとめさせていただきますが、まず前段に、今回、昨年12月に御質問いただいた後、県内各市町の状況について調査をいたしました、先ほども申しましたが。それで他市の状況を見ましても、いわゆる法定外公共物の通常管理につきましては、全て地元でなさっているという状況下にあることはまず確認をいたします。ただ、その中で、ただいま御質問いただきましたように、もう利用者がいないというようなこととなりますが、今そういった法定外公共物が、もし仮に御相談があった場合に、財産管理を行っております法定外公共物管理室が、例えばそういう御相談を承ったときに、そういった、どなたも御利用なされないということは、もう財産のいわゆる機能もないということで、財産を例えば払い下げる等々の手続を御希望になられる方に対しては、そういった手続の相談に応じて行っておるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） それはわかりました。ただ、今のは財産を希望される方に対

してのお話であって、申しわけございません、言い方が悪いかどうか知りませんが、農道等を財産取得するような方は、まずほとんど——例えば財産処分委員会でもありましたが、どうしてもその事業とか、そういう等で必要だという方もいらっしゃると思いますが、私の質問は、財産を希望という話ではなくて、いらっしゃる場合はどのように対応されるんですかとお尋ねをしております。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今時点でこういうふうにしたいということは私のほうからは申し上げるものを持っておりませんが、昨年12月の御質問の際にもございましたように、通常の管理が難しくなっているという現状は既に我々承知しておりますので、その対策として、きょうお答えも申し上げましたけども、今検討しておるところでございます。改めまして、そういったどなたも利用されない、いわゆる財産、法定外公共物があつたときにどうなるのか、どうするのかということにつきましても、あわせまして研究したいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） わかりました。それでは、先ほど申しましたが、利用者が管理すると、良好な状態にするというのは3条の2にあります。3条の1では、市は法定外公共物の適正な利用を確保するように管理しなければならないというのもございますので、つけ加えておきます。

それと、今、一例として財産管理上もう機能がなくなつたと、払い下げも考えていると、できますよというお話でございましたが、例えばこれ、法定外道路の側面に水路、用水路があれば、これ恐らく、私は売却は、払い下げはできないと思うんですが、それも払い下げは可能ですか、どうですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 改めて御質問いただきましたので、払い下げの手続を行うためには、先ほど申し上げましたように、利用者が既にないという現状、さらにはその手続を行う上での、もし関係者がいらっしゃれば、水利会等々ございますれば、当然そういったところの同意も求めていただくようになります。ですから、今の御質問に対しては、それに沿って水を使っている方がいらっしゃるという状況下であろうと思いますので、その方の御同意もいただくように御指導を差し上げるようになると思います。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 以前、農業農村課でいろいろお話を聞いたんですが、水利が

そばにあれば、用水路があればそれは無理ですよと、まず難しい、というより無理ですよというお話を聞いております。

そこで、今水路が併設されました青線、赤線が並行して、通っている、存在するところではありますが、ということは水利組合もそれがあれば、当然これは不可能にほとんど近い話ということになると思いますが、その水路が通っているそばの農道というのは、これは水利管理道になるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） この件に関してはちょっと産業振興部のほうから答えさせていただきます。

土地改良区水利組合は当然のことですけど、用水の確保を目的にある組合なり組織ですので、用水の浚渫等は当然されております。ただ、今議員おっしゃるのは、その用水の横の農道ののり面というんですか、そういう部分、隣ですね、隣という意味ですよ。例えば水路の浚渫した場合に、その泥を上げる場所あたりは浚渫のために必要なものですから、それも水利組合が管理すべきじゃないかという御質問ですよ。

私、ちょっと個人的な考えかもわかりませんが、例のさっきの管理条例の中の、いわゆる利用者が良好な状態に保たなければいけないというのにあわせて、市のほうはその辺を適正な利用が確保できるように管理しなければいけない。市と利用者が一体でやるという意味と思うんですが、そういう意味も踏まえて考えれば、水利組合に対しては、義務ではないですけど、半分義務、半分協力というんですかね、何とも言えんところですけど、少しは管理する義務はあると思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） またよく調べてください。というのが、水利組合の関係がありまして、私もいろいろ陳情要望を受けまして、水利組合の方と話したんですが、全くなかなか腰を上げていただけません。それで、市の担当課とか、いろいろずっと話してきているんですけど、これは今言われたように、泥上げまでやると、要は昔で言うね。だから、これは当然水利管理道になっているんだから、水利組合のほう管理する義務があるはずですよというお答えもいただいております。

でありますから、ぜひこういう調整もやっていただきたいと。市ばかりでというのではなくて、水利組合も市からも補助金を受けられたり、例えば地元からも各1戸当たり幾らということで、年間環境整備費云々という名目でいろいろ集金もされております。ぜひ、そこんところはきちんと市のほうももうちょっと……。今の部長の発言ではしっかりしたこ

とがわからないと、半分半分とか、少しはあると思うというぐらいですよ、答えが。しっかりちょっと勉強してもらって、そこんところはやっぱり周辺の住民が困ってれば間に入って話をさせていただくとか、多少はそういう部分もあっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 議員がおっしゃることもわかりますので、水利組合にそのあたりをお願いはしてみることをやってみたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） この問題はもう加速的に今進行しております。市内の各所では本当に大変困っております。先ほど、今、傾斜地と言われましたが、これは例えば清水川なんかの傾斜部分がございます。大変危険な傾斜部分です。もう地元の方も大変今困られています。これは市の管理でなくて県の管理ということになるんですけど、危険な作業もされております。また、先ほど同僚議員も質問したように、特に周辺地域ではこの問題が今深刻化しつつあります。ぜひ先ほど申されたような資材等、現行の制度の拡充というのを早急に急いでいただきたいということをお願いしまして、この項を終わります。

続きまして、たばこの分煙対策について質問いたします。

たばこによる受動喫煙対策は当然のことだと思っております。しかし、喫煙者を悪人のごとく追いやる近年の風潮に対し、私は公平性等に欠け、まことに勝手なものだと疑義を感じている次第でございます。

市長は一昨年、同様の喫煙室設置についての私の質問に対して、受動喫煙が社会問題になっているが、たばこを吸う人、吸わない人が安心して暮らせる環境づくりが必要だと答弁されています。

また、喫煙者の皆様には、多額な納税をしていただいております。これが防府市の貴重な財源ともなっております。いわば高額納税者であり、追いやるよりは功労者と私は表彰しても過言ではないのではと思っているほどでございます。私は、たばこを吸われる方に向かって、いつも「ありがとうございます」という言葉をかけております。喫煙者の皆さんに対して、これら感謝の意を込め、公共施設に喫煙所を設けるべきだと思いますが、その対応をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、昨今、喫煙者の方がたばこを非常に吸いにくい環境になってきて

いるということは十分に承知をいたしております。しかしながら、御承知のとおり、受動喫煙の健康被害への懸念というのは大きくて、健康増進法第25条におきましては、「多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されているところでございます。

また、平成22年2月25日付厚生労働省健康局長通知では、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきであると。全面禁煙が極めて困難である場合には、当面の間、受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求めるとされておきまして、さらに迫りかけるように、平成24年でございませぬけれども、10月29日付厚生労働省健康局長通知におきまして、これらの受動喫煙防止対策について、改めて徹底をしろという通知がされているところでもございます。

山口県たばこ対策ガイドラインにおきましても、受動喫煙防止のみならず、喫煙防止、禁煙支援、これが取り組みの柱と位置づけられております。

非常にお答えしにくいんですけれども、市民の皆様が安全・安心に暮らせる環境づくりを進めるために、市といたしましては、これらに沿った対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） ありがとうございます。これは最後に述べようかなと思っていたんですが、今、その厚労省また山口県のガイドラインということで、健康増進法によれば、定められているのは受動喫煙対策ということで、禁煙等につきましては配慮が必要である。先ほども言われましたが、「あるべきである」「望ましい」という文言で極端に強制するものではないと、私はそのように解釈をしております。

そこでお尋ねしますが、本庁をはじめ各公共施設の喫煙室、喫煙所についての状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） ちょっといろいろな施設があるんですが、まとめて私のほうからお答えいたします。

本庁におきましては、喫煙室、それから屋外灰皿の設置場所というのは合計9カ所ございます。ほかの施設は、箇所数まではちょっと把握しておりませんが、スポーツセンターにおきましては屋外灰皿、それから運動公園、アスピラート、ソラールについては何もございません。公会堂は屋外の灰皿と。それからクリーンセンターにつきましては、クリーンセンター本体は屋外の灰皿と。それから最終処分場も屋外、悠久苑につきましては喫煙

室と屋外、それから保育所につきましては喫煙場所はございません。それから、福祉センターにおきましては、牟礼、宮市につきましては、喫煙の場所はございません。右田と玉祖につきましては屋外灰皿ということになっております。それから保健センターはございません。潮彩市場につきましては屋外灰皿、それから「うめてらす」も屋外でございます。競輪局につきましては、喫煙室と屋外灰皿と。各小・中学校につきましてはございません。それから、公民館につきましては半々ぐらいなんですけれども、屋外灰皿を設置している場所と全くないところというのが半々でございます。それから、文化財郷土資料館につきましては屋外灰皿、英雲荘はございません。図書館につきましても屋外灰皿——図書館の屋外灰皿はちょっとあれですけど——ということになっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） それで、先ほど本庁、計9カ所だけのお話でしたが、喫煙室または屋外灰皿と、その内容を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 喫煙室が4カ所、それから屋外灰皿を置いている場所が5カ所でございます。（「場所は」と呼ぶ者あり）喫煙室は5号館に1カ所、それから4号館に3階と1階に1カ所ずつ、あとは議会棟に1カ所ですね。それから、屋外灰皿は5号館のボイラー室の前のところに1カ所、それから議会棟の渡り廊下の下のところに1カ所、それから4号館の南側の外に出たところに1カ所、それから本庁3階の南北会議室の両側ということで5カ所でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 23年6月、24年3月の一般質問でも私は、市がとられているそういう対策についての弊害と申しますか、実態というものを少しお話ししたことがございます。例えば公民館では、先ほど半々ということでありましたが、敷地内全面禁煙の場所においては、敷地内はいけないということで、敷地の外に囲みがあるフェンスから顔と腕を出されて、これは敷地外だということで吸われる方、また会館の公民館の裏で隠れるようにして吸われる方、また、これ怖いなと思っているんですけど、ルールに従って公民館の敷地外で、その道路で、入り口の道路のところで吸われる方、時々目にするんですが、そのそばを下校時の児童が集団で帰る。自転車に子どもを乗せた母親が通過されております。もしそのたばこが当たったらどうなるのかなという心配もしております。

また、学校においては、休憩時間に敷地内はいけないということで、車に乗られて外で吸っている先生もいらっしゃるやに聞いております。もし学校で何か問題でも発生したら

など、それも心配にしております。さらに現在、各小・中学校で運動会が開催されていますが、同じくルールをきちんと守られているのはいいんですが、校庭外のそばの道路に皆さんお尻をつかれて座られて、または水路のそばで座られて、これは目にしたんですが、水路の中にポイという方もいらっしゃいました。注意すればいいんですけど、今の世の中、何が起こるかわかりませんので、私はそういう勇気がないのでよう注意しませんでした。

これは、今言った例は、ポイ捨てる、市にも条例がありますけど、これはこういうことをする、行為をする個人のモラル、マナーの問題ですが、このような行為に及ばすような環境をつくるほうにも私は問題の一端があるのではないかなと考えております。

ぜひ受動喫煙防止対策を、対策を講じたならば、その対応も私は講ずるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 大きい世の中の流れといたしまして、このたばこにつきましては禁煙と、あるいは公共の場での禁煙という流れが、これはあるというふうに思っております。もちろん過渡期におきましては議員御案内のように、それなりの対応というものは必要であるとは思っております。

物理的な対応が可能かどうかというものもありますので、なかなかすぐ右から左へ対応というのは難しいんですけれども。ただ、どういうんですかね、たばこというのは、いわゆる法律で禁止されているものでございませぬので、吸う権利というのはあると思うんですが、一方で、健康被害というのはずっと言われておりますことで、それに対する配慮というのは、やはり大きな流れとして、全面禁煙の方向に流れているものだというふうに思っております。したがって、過渡期におけるその対応というのはいろいろと考えていく必要があると思っておりますけれども、やはり大きな流れといいますか、健康に対する多くの懸念といいますか、これは学者も言っているわけでございますので、その辺についても考えていかななくてはならないというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 全くおっしゃるとおりでございます。しかし、吸われる方は個人の責任において吸われている問題でありまして、心配されるのは受動喫煙という部分ではないかと私は思っております。

先ほど公共施設内の内容について御説明をいただきました。きちんと分煙室も設けられたりいろいろありますが、まず競輪局ですが、競輪局の内容を具体的に教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（熊谷 俊二君） 競輪局ですけど、競輪局の施設につきましては、

メインスタンドの特別観覧席には喫煙室を設置しております。それから、レクリエーションセンターの2階にあります踊り場のほうには換気扇を設置して喫煙場所を設けております。その他の場内につきましては室内は全面禁煙となっておりますが、各部署に灰皿を屋外に28カ所設置して、来られるお客さんに迷惑のかからないようにはいたしております。以上です。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 今メインスタンドの特別観覧室に設置してということなんです。ここはどのような内容で設置してありますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（熊谷 俊二君） 観覧席の席を仕切りまして、換気扇を設置いたしまして喫煙場所というふうな形をとっております。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 特観席ですから、お金がまたいただけるということで、お金を払えばたばこを吸えるんだなど。決してそこに喫煙室があることに私は問題があるとは思いません。たしかその喫煙室はエアコンもついた中で椅子もちゃんと置かれた喫煙室ということで、大変結構なことだと私は思っています。

先ほど悠久苑にも設置してると。これは以前私は、あそこの前でずらっと並んで吸われているのを見て、設置してはということで設置してもらったんですが、この悠久苑、設置して何か問題があったのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（熊谷 俊二君） 何も問題ありません。（「悠久苑」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長、どうぞ。

○生活環境部長（福谷 真人君） 申しわけございません。生活環境部のほうからお答えいたします。

悠久苑のほうで喫煙室を設置して以来ということですが、問題点という御質問でございますが、問題点は一切ないというふうに私は認識しております。利用者の方からもいいというお話は聞いておりますが。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） でしょう、いいことですね。大変すばらしいことだなど。このようにちゃんとすれば別に何の問題もないということですよ。

それと、今先ほども説明がありました、本館から旧消防署本部に行く一角に喫煙室があ

ります。それと4号館の3階にありますね。これは先般、私ちょっとそこの近くに行ったもので、どのようになっているのかなどのぞいてみましたら、いつの間にか、あったはずの椅子が、パイプ椅子だったと思うんですが消えていました。それで、たまたまのぞいたとき、私はふがいか悪いか知りませんが、女性の御年配者が座って、しゃがんで吸っていらっしやいました。余り見たくない光景だったんですけど、気の毒だなと思いました。この2つの2カ所からいつの間にか消えたパイプ椅子、これはどこに消えて、なぜそのパイプ椅子をのけたのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） たばこを吸うときに座って吸えるといいのだろうなとは思いますが、これ嗜好品でございます。あくまで嗜好品でございますので、職員が例えば——市民の方が来られる分には椅子があったほうがいいかもしれませんが、職員が例えばそこに座って、たばこをゆっくりくゆらせているという状況は、これははた目に見てもよろしくない。職務遂行上からも、たばこはちゃっちゃと吸って、ちゃっちゃと席に戻って仕事していただくというのが原則であろうと思っておりますので、ちょっと市民の皆様には申しわけないこととなりますけれども、椅子を撤去させていただきました。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 何かやられることが、何か、今子どものいじめ問題が社会問題になっていますが、何か嫌がらせのような……。私は職員さんがあそこに座って、20分も30分も1時間も吸われている姿を見たことはございません。いいじゃないですか、そのぐらいゆっくり座って、また自分の気分を切りかえて、やろうという気になればいいじゃないですかと思うんですよ。

それで、時間が参りましたけど、この25年度決算では約8億8,000万円という大変高額なたばこ税が入ってきますが、これと同じような、この8億8,000万円のたばこ税、これ、市内には企業がたくさんありますが、これを上回る法人税を払われている企業があったら教えてください。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 法人税での納税額の今御質問でございます。申しわけございませんが、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 資料がなくても8億8,000万円という金額を聞けば、それより上回るか上回らない企業があるかは、そのぐらいわかるでしょ。済みません、よろ

しく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 申しわけございません。ちょっと今わかりませんので、申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 三原議員。

○10番（三原 昭治君） 答えたくないから、申しわけありませんならわかります。ないでしょう、8億8,000万円も超すような企業は。ですよね。ないです。いいんです。まあまあ、都合が悪くなったら答えないというのはいいんですけど、そのぐらいの数字ぐらい、部長さんだったら把握しとってください。

時間がそろそろ参りました。先ほど物理的にもという、物理的にはいろんな物理がありますけど、金銭的には当然8億8,000万円という多額な税金、資金があるわけです。これを例えば16カ所の公民館に約200万円をかけて設置しても3,200万円で済みます。差し引き8億4,800万円、まだおつりがあります。禁煙ブームと申しますか、そういうのも重々わかっております。先ほども健康を考えると、健康を考えて皆さんは吸ったり吸わなくしたり、個人の意思ということで吸っていらっしゃいます。それはそれで認めてあげるべきだ。先ほど部長言われたように、吸う権利もあると言われたように、権利は確かに私はあると思います。

今のような何かみっともないというか、はた目から見て逆に市民の方に、先ほどパイプ椅子がなくなったの申しわけないと言われますが、その姿を見たらもっと申しわけない私は思います。

これを今幾ら言っても同じことの繰り返しになると思いますので、ぜひ、上級官庁に準じろのような、旧態依然の自治体ではなく、やはり吸う人も吸わない人も心地よい防府市だというような模範を全国に見せていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、10番、三原議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、10月2日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

お疲れでございました。

午後 1 時 5 6 分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 安 村 政 治

防府市議会議員 吉 村 弘 之